

## 生駒市人権施策審議会会議録

日 時 平成24年8月8日(水)  
午前10時～午前11時30分  
場 所 市役所4階 403・404会議室  
出席者 伊賀委員、奥田委員、兒玉委員、玉井委員、丹羽委員  
委員 若杉委員  
(欠席委員) 野田委員、柏本委員  
  
事務局 新谷市民部長 上田人権施策課長 金水人権施策係長  
関係職員 中谷職員課長

※会議公開(傍聴者 なし)

配付資料 ・会議次第

審議事項

案 件

- (1) 答申(案)について
- (2) その他

### 【会議の内容】

(事務局)

(委員の欠席の報告 関係課職員の出席の報告)

(会長)

今日は、前回までの審議を踏まえて、最終的な答申案の修正、確認等もしていきたいと思えます。事務局から、案の詳細なチェックをしていただいたものの報告を受けて、最終確認をします。では、事務局の方から最終調整をした答申案の説明をしてください。

(事務局)

(事務局説明)

(会長)

ありがとうございました。

大分、いろいろと修正をしていただいています。修正点等のご意見と私が気付いて修正を要するところがあるようなので、意見交換を随時してください。

(委員)

まず、3ページの「最高裁は」から始まる段落ですが、「のぞいて」は漢字にされた方がいいと思います。それと、「とどまるもので」も漢字にされた方が読みやすいのではないかなと思いました。

(会長)

「のぞいて」と「とどまる」の部分ですか。

(委員)

平仮名にすると読みにくい感じがしました。

それから、4ページの(3)の2段落目ですが、「なるほど、昨今」から始まっているところですが、「様々な意見がだされている」の「だされている」も漢字にされたら読みやすいと思います。

それから、今のところの(3)の一番の最後の行から2番目の「十分に可能であることから」のところは、句点があった方がいいと思います。私であれば、「十分に可能であることから、当審議会は本見解で大方の一致をみることになった」というようにした方がいいと思います。

それから、4ページの下から4行目です。「できる外は」は、「外」ではなくて「他」ではないかなと思います。違いますか。

(事務局)

公用文では「他」ではなく「外」を用います。

(委員)

分かりました。それでは、これは、「外」ということですね。

それから、最後の5ページ目の4「おわりに」の下から4行目の「停滞の中」の「中」は、私だったら、平仮名で書くのかなと思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

他、どうですか。基本的には中身の点が修正されて、言い尽くしているか、説得力が欠けているかどうかというところを黙読しながら見て行っていただけますか。最終的には、公用語の基準に沿って表現は平仮名にしたりするのは、最終的に事務局に任せます。

(事務局)

公用文に則ってさせていただいていいですか。基本的には、公用文では、ある文については常用漢字を使って、常用漢字でないものでも、漢字にした方がいいものには、ルビをふって使うというようになっていますので、それも含めて全体で直させていただきます。

(会長)

それでお願いします。

(事務局)

若干、協議の仕方は会議で見直したら出てくると思いますので、それでご了承願います。

それと、3ページの下から6行目ですが、その上の行から言うと「憲法14条等に違反するまではいえない」は、前回、訂正いただいたときに、「と」が入っていますので、「するとまではいえない」ということにしていただくのと、同じ行の最後のところにある「東京都以外の地方団体」を「地方公共団体」に変えるということです。

(会長)

ちょっと、黙読していただいて、よく読んでいただいたら、この表現は補充がいるなどいうところがあるかも分かりません。3ページの下から10行辺りの「最高裁は外国人の人権について、権利の性質上認められないものをのぞいて、外国人にも保障が及ぶ」の、この「及ぶ保障」というのは何かというと、憲法に規定されている基本的人権規定のことなのです。だから、これは、「のぞいて」のあとに「憲法に規定される基本的人権規定が外国人」と。

(委員)

そうする必要はないと思います。その修正は、「外国人にも憲法の保障が及ぶ」でいいと思います。

(会長)

「外国人にも憲法の保障が及ぶ」。基本的人権に限定することはない。

(委員)

人権についても最初のところで、書いてあるので、だから、「憲法の保障が及ぶ」でいいと思います

(会長)

「憲法の」というのを入れるだけでいい。

4ページの(3)、各地方自治体の扱いの検討という標題はこれでいいですかね。地方自治体における外国籍職員の扱いの検討というよりは実情ぐらいの方が、ここは、ただ並べているだけと言えるし、それほど、分析的にしている論でもないのですかね。

(事務局)

やればやるほど、いろんなケースが出てくると思いますね。

(会長)

そうですね。そしたら、実状というくらいにしましょう。

4ページの真ん中辺り、「しかしながら」の段落の3行目で、「ほとんど公務員自体に裁量権が認められる者」というのは、「者」というのは、おかしいだろうけれども、この「者」というのは何の意味になるのですかね。

(委員)

平仮名ですね。

(会長)

平仮名ですね。

(事務局)

少し、どちらの方を指しているのかなと思ったのですが。

(会長)

「公務員自体に裁量権が認められるもの」という表現よりは、「作用」とか「職務」とか、何か「もの」というのは、少し、おかしくないですか。

(委員)

分かっているとは思いますがね。

(会長)

裁量権が認められる何なのだろう。

(委員)

事務なのでしょうね。

(会長)

事務ですか。

(委員)

そうすると、くどいのですが。

(会長)

そうです。

(委員)

事務、事務と出てくると。

(会長)

そうですね。

「それは法令によってほとんどの公務員自体に裁量権が認められるところではない。」

とか、「認められない」とか。ほとんどと入れているから、そう限定的にも言っているわけでもないのです。

(委員)

事例は駄目なのですか。事例、そうではないですか。

(会長)

法定受託事務と言ったら、戸籍の申請があったら、戸籍を出すとか、住民票を出すとか。

(事務局)

ここは、「法令によってほとんどの公務員自体に裁量権が認められるものはいない」ということになると、法令で認めてないと言ってしまうので、法令で定まっているから裁量権は認められない。

(会長)

だから、それに従うべきなのだとということになる。そうですね。では、修正を言ってみてください。

(事務局)

だから、「法令によって規定されており」とか、「規定されているため」とか。

(会長)

「定められているところに従うものである」から「公務員自体に広い裁量権が認められ・・・」

(事務局)

今、会長が言われたように「認められるところではない。」でいいと思います。

(委員)

法令によって定められているのですか。「法令によって定められており」ですか。

(事務局)

「法令によって規定されており」です。

(会長)

と言うか、「法令の規定に従って、事務を行うのであるから、公務員自体に裁量権が認められるところではない。」。

(委員)

「ほとんど」を取るのですね。

(会長)

はい。

(事務局)

その部分で、裁量権が全くないわけではないので、そこはちょっと入れておいた方がいいです。

(委員)

「ほとんど」は要りますよ。

(会長)

「ほとんど」は要るね。

でも、法令の範囲内の裁量権になりますよね。

(事務局)

当然、そうですが、最終的には裁判で決まるなどという曖昧さは一部残っている。

(会長)

私がしている事件で、全く関係がないのに、その人の戸籍謄本を、訴訟の相手方が申請したのです。その戸籍の所在している役所が、あなたは関係ないではないかということで、

一度は差し戻したのですが、相手の素性を知る必要があると言って、役所が戸籍謄本を出したのです。それが、今、訴訟に出てきているのです。私は、それは、違法取得だということで、公務員の権限を逸脱した、適法な申請ではないのに出したということで、今、やろうとしているところなのです。適法な申請でないのに、戸籍を出す公務員もいます。昔は、自由に出していたのですがね。

(事務局)

公用も含めて官公庁から照会があったときに、例えば、警察から戸籍の照会があったときにも、本来は捜査しているという署長からの証明がない限り、警察手帳では出せません。でも、ひょっとしたら、警察手帳で市町村によっては、いわゆる捜査中というような判断で出してしまう可能性も無きにしも非ずかなというふうに思います。

やはり、刑事訴訟法上の請求権があるので、そういう書状が警察署にあるのです。やはり、それがなかったら、基本的には出していない。

(会長)

出さないですね。誤解のないように、私の場合は民間人ですから。

(事務局)

民間人と言っても、弁護士さんですから、弁護士法に基づいて請求はできます。

(会長)

弁護士は、職業上出来るのですが、ただ、悪用する人がいる。

(事務局)

手続き上は出来るのですが、本来の権限はあるのですが、本来、請求すべき事由じゃない。

(会長)

正当な理由があって、権限が一般よりも付加されている。訴訟上の立証に必要とかということであって、それが無いのに、誰かを貶めようかとして戸籍を取るとかということは、弁護士であってもしてはいけない。ここを、少し表現を確定してください。

(事務局)

例えば、「それは法令の規定によって事務を行うので」、「ほとんど」となると、そこで繋ぐと苦しいかと思うので、「基本的に公務員自体に裁量権が認められることではない。」もしくは、「原則的に公務員自体に裁量権が認められるところではない。」

(委員)

「ほとんど公務員」と言うと、ちょっと繋ぎがおかしいと思うのですが。

(事務局)

どちらでもいいです。

(会長)

「基本的に」くらいにしましょうか。

その前は、「法令によって・・・」。

(事務局)

「法令の規定によって事務を行うので」

(会長)

「規定にしたがって」ですね。

(事務局)

はい。

(会長)

「規定にしたがって事務を行うのであり、基本的に公務員自体に裁量権が認められると

ころではない。」。

(委員)

「基本的には」という「は」が入ります。

(会長)

「基本的には」にすると、大分、裁量権が広がってしまいます。

(委員)

そうなのですか。

(会長)

そうです。

(委員)

「基本的に公務員自体に」というのは、とても長いと思います。

(会長)

そうすると、「その事務を行う公務員における裁量権は基本的に認められるところではない。」。

(委員)

「基本的」というのは、次を読むと「基本的」になるので、違う言葉の方が重ならなくていいかなと思います。

(会長)

「通常」とかにしますか。通常にすると、例外もあるのだらうなという言い回しになる感じを与えますね。もっと、提案してみてください。

(委員)

「公務員自体に裁量の余地はほとんど認められていない。」でいいのではないですか。

(会長)

「ほとんど」という表現は、ものすごく曖昧で、言っていないに等しいことになってしまうから、裁量権というよりも、裁量の・・・。

(委員)

裁量権というのは、ちょっと変ですよ。

(会長)

そうですね。先ほど言われたことをもう一度言ってみてください。

(委員)

「裁量の余地はほとんど認められていない。」としたのです。

(会長)

「裁量の余地はほとんど認められていない。」。「認められない。」。「裁量の余地はほとんどない。」

(委員)

「ほとんどない。」ですね。

(会長)

「ほとんどない。」の方がすっきりしますね。

そうすると、もう一度確認しますと、「それは法令に従って事務を行うのであり、公務員自体に裁量の余地はほとんどない。」でいいですかね。

事務処理上、それでは困るということがあるかどうか、また、最終的には調整してもらいますが、今の文なら、一切裁量がないかのようにというような誤解も生じないし、しかしながら、何でも裁量されるという不安にも答えることにもなるだろうということでもいいですね。他は、どうですか。

(委員)

根本的なところで言いますと、答申の趣旨の例えば1項では、「職員採用基準に基づいて採用された職員は」ということが名宛人になっていて、2項では「採用した職員」というふうになっているのですが、採用した職員というのは、いろんな種類の職員がいていると思うのですよね。

だから、これの名宛人をどこにするのかというのは、絞るのだったら絞る、無制限にするのだったら、無制限にするという形がいいのかなと思います。職員採用基準に基づいて採用された職員という書き方は、非正規職の公務員は除くという趣旨で書いているという趣旨なのですが、そうすると、2項は採用した職員と言った場合には、これは正規、非正規を問わない、無限という表現なので、どうなのだろうなという部分が、これを一読すると分からないかなと思っていますし、本文中では、消防職は触れてあるのですが、趣旨との関係で消防職をどう位置づけるのかというのが、ちょっと分かりづらいかと思います。

(会長)

今の二つ目の質問の消防職については、5ページの「公務就任権については、原則的に制限を設けず（消防職も含む。）と書いてありますが。

(委員)

でも、今の時点では応募できませんね。

(会長)

だから、その規定の改定を求めている趣旨は5ページに入っていると見ていたのですが、それを明示した方がいいということですか。

(委員)

そうだとすると、意見の理由と趣旨が合致しないということにならないかなと思うのです。消防職に関しても国籍条項を撤廃せよとかという趣旨にしないと一貫しないのかなという感じはしますね。

(会長)

その明示がないと言うかどうかという点では、どうですか。私は、実は素案を書いたときに2ページの1項で、消防職については国籍条項があるということを、まず書きながら、ずっと検討した結果が、公務就任権ということで5ページに出ていて、公務就任権というのは外国人側からの権利なのですよね。採用する側ではない。外国籍の人にも公務就任権を原則的に制限を設けず、消防職も含むということで、理由としては、消防職についての国籍条項は撤廃することを理由的には書いている。

趣旨は、どこにも書いていないということになるのか、それはもう前提にした答申の趣旨になるのか。

(委員)

採用した職員ですか。採用される前の職員に関しては何も言及していないように読めるのです。逆に言うと、採用した人は全員を対象にしているように見えますが、そういう趣旨でいいのかとか、そこら辺が若干、曖昧かなと思っています。

もう、全て除いてしまえば、市長は差別してはいけないという言葉で書くと、一番無限という形になりますね。

(会長)

そうですね。消防職の国籍条項の撤廃ということも明記するか。5ページの真ん中辺りに、「当審議会としては・・・希望する。」という、市長に対する答申というよりは、少しトーンを落としている、希望というところを汲み取るとすると、消防職についての国籍条項の撤廃も希望はするが、答申としては、撤廃しなければならないのか、市長に対して、

それを求めるというところまで表記しないということは、立場としては、この委員会の一致した意向にはなりませんか、なりませんか。

意思決定だということになると、「希望する」ということではなくて、受理させることにすべきである。だから、現在の国籍条項は撤廃し、職員を統括して云々というふうにして、趣旨においても、現在の消防職の募集要項における国籍条項の撤廃を求める、撤廃をすべきであるということ、まず明記する。

(委員)

あとは、諮問との関係で厳密に考えるのだったら、答申の趣旨の1項、3項を外した方がいいでしょうし、1項と3項を中途半端にするのだったら、全部取らないとバランスがとれないと思いますがね。1項と3項は別に諮問された内容ではないのです。

諮問の範囲だから希望だけを述べるのだというのも一つの考え方、諮問の範囲外だと考えるのだったら、それも一つの考え方だと思いますが、それだったら、何故、1項、3項だけを言って、消防の話だけを言わないのかということが何となくバランスが崩れているという気がします。端的に言えば、趣旨と理由などが、きちんと一致していないと気持ちが悪いです。

(会長)

気持ち悪いというのが、言っていることと実現することとの間には差があるということ、もう少し考えられないかということですかということ。

つまり、我々は消防職の国籍条項の撤廃でもいいと、たぶん、みなさん一致していると思うのですが、それをするのは、やはり、市長であり、市民のコンセンサスであって、我々は希望するくらいの意見を言うておくくらいを言うておいて、あとは、するかどうかは向こうのレベルの答申としては、あるじゃないですか。

(委員)

そしたら、何故、1項と3項を残すのですか。

(会長)

何もそのことで、1項も3項も矛盾しないじゃないですか。採用された職員は、誠実、忠実義務があり、専念義務がある。

(委員)

でも、これは答申することじゃありません。

(会長)

諮問との関係で答申の趣旨は、こういうふうな職員に対して我々は義務を負っているふうに考えられますよ、頑張ってくださいねということ、付加して答申することについて、何か問題がありますか。

(委員)

趣旨に書く必要はないと思いますよ。あくまで、どういう範囲なのだと、こういう範囲です。理由のところ、これが入るのは特に違和感も何もないのですが。

(会長)

ご意見いかがですか。

この諮問を我々審議会が、どう受け止めるのかということになるのかも知れませんが、一つは生駒市の職員にすでに外国籍の人が一人採用されました。その職務権限や範囲について今後検討したいので審議会の意見を欲しいと。それで、これは、権限の範囲だとか就任できる職務の範囲を制限する必要はないですよという意見に我々は到達した。それが答申ですということになる。これが一番すっきりした考え方で、それを検討する際に、こういうことを希望しますということも答申に併せていることも一般にもあり得ると思うの



です。

消防職については、我々は希望するが、それを読み取ってくださいというか、汲んで今後の施策に生かしてくださいということに止めている部分と答申の趣旨を明らかにする上で、補助機関であって忠実義務を負っているのも、市長も差別してはならないのですと、審議会は、こういうことを希望しますという今後の市の職員なり、市長と市職員の関係などについて、厳格な緊張感を持った良い役所になってくださいということを答申の趣旨に入れることは、必ずしも、そんなに矛盾するとか、出過ぎているとは思わないですがね。

(委員)

でも、1項というのは2項の理由ですよ。

(委員)

並列に並んでいるので、同じ重みを持って1項、2項、3項と書かれていることについては、少し違和感があります。だから、メインの趣旨は2項であって、別の形で1項、3項を付記するような形になるのかなと、入れるとすれば。同じところに、1項、2項、3項と並んでいるところが、感じとしては落ち着かないという感じはします。

それで、全く逆のことを申し上げますが、戦略的には消防職のことについては、ここに挙げない方がいいと思います。消防職のところを入れることによって、消防職のことで目立ってしまうと反発を招く可能性があるかなと思います。趣旨のところ消防職を入れない方がいいと思います。

(会長)

5ページの記載はそのまま、趣旨には入れない方がいいということですか。

(委員)

はい。

(会長)

他の方、どうですか。

(委員)

3の「審議会として答申を行うに当たって」というところに、先ほどから問題になっていることを入れたら違和感云々ということはない。だから、そういうことを考えながら、また希望しながら、こういう答申にしましたという形で、先ほどからお二人の委員が仰っているように、一番明確な部分だけを趣旨に入れて、あとの1項、3項というのは必ず、どこかで入れたいと思いますよね。

(会長)

他にどうですか。

(委員)

先ほどのお二人の委員の言われることも分からないことはないですが、私は、趣旨の1項、2項、3項は、それでよろしいのではないですかと思います。

今まで意識しなかったのですが、消防職への国籍条項をどうするかということは、諮問されていないわけですか。採用した職員についての処遇のことを言われているので、敢えて、その趣旨には入れなくて、ここで付言された。我々の論理で言えば、当然、その延長線上では、その消防職を外す必然性はなくなりますね。

ですから、形としては、特に思い入れを込めて作られた案ですから、私はそれを尊重するというのでよろしいかなと思います。

(会長)

審議会の希望とか、周辺の注文事項というのは、答申の趣旨には挙げずに、答申の趣旨は、あくまで諮問に対応するものに限定すべきか、少し膨らみというか、注文とかベース

になる職務の専念義務とかいうことを表記するというので、どうしても駄目ということでもないですか。どうしても、駄目ですか。

(委員)

それにしても、位置が違いますよね。

(委員)

順番が違いますよね。2項が1項ですよ。

(委員)

2項が1項になりますよね。それで、1項、2項、3項にするのではなくて、文章が続く形にしたら駄目なのですかね。

(事務局)

最後に、少し言わせていただこうと思ったのは、これが答申の結論ということであれば、2項だけなのかなと思います。趣旨という形に、敢えてしているということであれば、先ほど委員が言われたように、「生駒市において・・・」の部分で、生駒市長の補助職として住民福祉のためにやっている義務を負っているのだから、そういうことに関しては、生駒市の職員は職務に関して、その職務、職責が住民福祉という公務性を・・・ということに当然なっていくようにまい進するだろうということであれば、生駒市長は、そういうふうにして採用した職員を差別してはならないという形で一文にしてしまうと、これだけで、中身の書いてあることが大体わかると思います。そういう形で趣旨という表現にしているのだったら分かる気がします。

(会長)

そうしますと、2項にある差別禁止、少なくとも日本国籍の有無を理由にした職種、職務の範囲という差別禁止というのが趣旨である。それで、1項と3項をそのあとに、理由と言うか、審議会の到達した基本的な一致点というような形で文章を続けるということでは、どうですか。

(委員)

そうですね、1項、2項、3項を外して一文にして、最後の3項は、「なお」という付言型にするのなら、よろしいかなと思いますね。消防職は、諮問の範囲から外れているから、どうしても趣旨に載せるとまでは思わなかったのですが、やはり、別のレベルの話がいついかに乗っかってくるのだったら、一緒に乗っかっておかないとバランスが取れないかなと、いろいろ考えるわけですし、そうだとしたら、今仰ったような形で全部繋げてなくて、希望の部分は、なお書きくらいに落としてもらうと、座りはいいかなと思います。

(会長)

了解しました。

(委員)

先ほどの職務の範囲の書き方は、どうなのだろうなと思いますね。職員採用基準に基づいて採用された職員という、この定義というのは、どうなのだろうとか。この答申の対象となる職員の範囲というのが決まっていないと、趣旨としては気持ち悪いなど、また思うのですよね。これを名宛人にして趣旨だよと、全部なのか、一部なのか。この表現で対象がピタッと当たるのかとか、その辺ですかね。

(会長)

採用職員は特別職とか、結構、首長の採用する職員は、試験でどこの住民でも受験できる採用枠と一定の市長の独断で採用できる職務の人とありますね。

(事務局)

最初の1項にある職員採用基準に基づいて採用された職員という形で、ある程度、門戸

を広げていただいたら、期限付き職員であったり、会長が仰られているような専門性の高い資格をお持ちの方を採用する場合もあるでしょうし。

(会長)

だから、それを全部同じように、専念義務なり平等なり、忠実義務なり、できるかどうかというのは、私は疑問だったのです。それで、1項と2項の表現の仕方を変えたのですがね。

(事務局)

基本的に一緒だと思います。それを分けてしまうと消防職に国籍条項があるのと同じように、どこかで分けてしまうような形になるので、採用された職員という形でもいいのかなと思います。

(会長)

「基づいて」というのを抜いても、おかしくはないですか。

(事務局)

それか逆に、ここは実際、外国籍の職員ということを書きたいわけですね。それで、基準に基づいて採用されているというのは、通常、他所では通常、ひょっとしたら外国籍という言葉を外しているかもしれないが、生駒市は採用基準の中に外国籍の職員も受験できますということが入って、この採用基準に基づいてというのが入っているのであれば、逆に外国籍の職員であっても、本市の採用基準に基づいて採用されているという表現に具体的に持って行った方が諮問の形に合う答申表現かなと思います。

(委員)

だから、この主語は、例えば、生駒市において採用された外国籍職員は、その意欲と能力に応じて職務に忠実に専念する義務を平等に負うのであるから、生駒市長は、日本国籍を有するか否かを理由に職種や職務の範囲を差別してはならないという一文で行くというイメージです。

(会長)

具体的に書くと。

(事務局)

そのところに、他の職員と同様にとか入れたらいいのです。

(委員)

そうですね。

(事務局)

生駒市の採用基準は、日本国籍の者と外国籍の者と区別はしていない採用基準ということとを、その下のところに入れればということです。

(委員)

任期付き職員とかだって、結局は同じことですよね。職種と職務の範囲を特に限定しない。

(事務局)

国籍条項が入っているだけなので、入れようと思ったら。

(委員)

生駒市は、専門職任期付き職員とかの募集はして居ないですよ。していましたか。

(事務局)

しています。

(委員)

そしたら、任期付き職員は居ている。その人たちも同じですよ、職務の範囲は。

(事務局)

採用のときに国籍条項が付いていたら採用されません。国籍条項は付いてないので。

(委員)

だから、任期の有無に関わらず、任期が短ければそれは任期の長い人とは違った人事運用になりますが、そのこと自体は国籍を理由とした差別ではないですから、いいのですかね。

(会長)

今言われた1項の1行目のところの「基準に基づいて」を抜くと、1項、2項を無くすとしても、表現は、「採用された職員は」は「採用された職員について」にするのでいいとしても、「採用された外国籍の職員は」と入れるかどうかで、この答申のターゲットがかなり異なってくると思うのです。

(委員)

だから、「外国籍」は入れなくてもいいのですか。

「生駒市に採用された職員は、こういう義務を負っているから、生駒市長は国籍の有無従って差別してはならない」というふうにシンプルに書けばよい。

(委員)

そうですね。

(会長)

そのまま続けて。

(委員)

2項の「採用した職員について」を外してしまえばいいわけですよ。

(会長)

そうですね。重複しますからね。

(委員)

一気にシンプルな言葉で書いていくと分かりやすい。

(会長)

そうすると、この流れに続いて、3項を取って、「なお、」とするわけですね。

(委員)

そうですね。

(会長)

そうすると、段落が付いて強弱が付くと。そうしましょうか。

(委員)

そうですね。

(会長)

それで、よろしいですか。

(全委員)

はい。

(会長)

それでは、決着しました。

(事務局)

ここが一番大事なところですので、一度、読ませていただいてよろしいですか。

「生駒市において採用された職員は、その意欲と能力に応じて生駒市長の補助機関である職員として住民福祉のために職務に忠実に専念義務を平等に負うので、生駒市長は、日本国籍を有するか否かを理由に職種や職務の範囲を差別してはならない。なお、当審議会

としては、生駒市職員はその職務、職責が住民福祉という公務性を有していることを自覚し、職務にまい進されることを切に希望する。」。そういう流れです。

(会長)

差別という言葉そのまま使っているのかどうかということについては、どうかなと思います。どうですか。

(委員)

制限ですか。

(委員)

だから、私も、代替表現を「差別」という言葉を「不利益に取り扱ってはならない」と考えたのですよ。

でも、会長の思い入れがあって、この言葉を選んだのかなと思って、そこは何も言わなかったのです。

だから、私が日弁連で一生懸命、意見書を書いているのはパート労働とか有期労働法の不利益取扱い禁止だとか、不利益に取り扱ってはならない。だから、プラスにする分にはいいのだという、こういう書き方になっているのです。

だから、差別してはならないというのは、一緒というイメージですよ。

(会長)

そうですね。イメージが、ちょっと固定的すぎるかな。不利益に扱うということは断じて許されないということで、不利益ということに変更しましょうか。どうですか。私が決して思い入れがあって入れたわけではない。

(委員)

私は、ここは、それが思い浮かんだのですが、会長の思いを尊重したいと思ったのです。

(会長)

私の語彙不足だったのです。

(会長)

「不利益に扱ってはならない。」

(事務局)

ということは、「職種や職務の範囲で不利益に扱ってはならない。」

(委員)

はい、そうですね。「関して」とかですよ。

(会長)

「範囲に関して」

(委員)

比較の対象は要らないですよ。日本国籍を有する職員との間で不利益に取り扱ってはならない。書かなくても分かりますよね。

(会長)

やはり、議論は出ますね。今日は、議論はないのではないかと思っていたのですが、結構あるものですね。

先ほどの確認をしておきたいのですが、消防職については諮問の対象ではなかったというのが前提にはあるのですが、冒頭で消防職の国籍条項は設けられていることは指摘をしている。しかし、2、3、4ページの議論の運びは実はいろんな自治体の動きや最高裁の動きもあるけれども、国籍の有無に関わらず補助機関として頑張ってもらいたいというのが、答申を行うに当たっての趣旨である。そういう意味で言うと、諮問とは直接関係ないとは言え、消防職も含めて公務就任権、つまり、入口のところで外国籍を除外する国

籍条項というのは、消防職であっても排除すべきだ、撤廃すべきだという考えはあるということまでは明示した。そこまではいいですね。

消防職には問題があるということであれば、これは省いておいた方がいいですが、私は、このスタンスで審議会は行きたいと、しかしながら、それを今、趣旨に挙げて市長としても検討すべきだということを真正面から言う状況かどうかは、今、現におられないし、諮問が今、現に雇用している外国籍の職員の権限の範囲などを訊いているのに、違うことを言ってきているなというふうになるのも市長に対して、少し失礼になるかもしれないということ段差を付けているということでの理解を共通にしておきたい。了解いただけますか。

(全委員)

はい。

(会長)

では、そういうことにします。

(事務局)

2 ページの真ん中あたりで、「日本国籍の有無によって権限や地位に差を設けることが許されるのか。」という表現が、ちょうどこの趣旨のところの今の表現と合ってくるのかなと思うのですが、表現的に統一しなくてもいいと言うのであれば、これでもいいのですが。

(委員)

どこですか。

(事務局)

「そもそも地方自治体が定めている採用基準を満たしたものとして職員となったもの間で、日本国籍の有無によって権限や地位に差を設けることが許されるのか。」という表現がありますよね。この部分が先ほどの趣旨の結論の部分で、表現が職種や職務の範囲に関して不利益に扱ってはならないというのと整合性の部分ですが、問題が無ければそれでいいのですが。

(委員)

そうですね。おかしいですね。「採用基準を満たしたものとして」と先ほど削ったところが。

(委員)

今、差を設けるといところが差別ということと同じことと意味しているのではないかと、ということですか。

(事務局)

「採用基準に基づいて」を削っても構わないと思うのですが、結論の部分がありますよね。「職種や職務の範囲に関して不利益に扱ってはならない」という表現か、それに関して、権限や地位に差を設けてはならないという結論ですか、ということです。

今の「権限や地位」というところを「職種や職務の範囲」に替える。

(委員)

そうですね。その方がすっきりしますね。

(委員)

そうすると、上の段落の表現との関係で繰り返しになるのですよね。上のところで、きちんと職種や職責、ここも職務や職責という表現になっているから違った言い方になっているのですが。

(委員)

結構、いろんな言葉を使っていますね。揃えるのだったら、全部、職種や職務の範囲に揃えないとバランスが悪いですか。いろんな表現があると違うことを言っているのか違うのかなと議論を呼ぶような気がします。

(委員)

職種や職責の方がいいのではないですか。職種や職務ですか。

(委員)

職種は、やはり職務の範囲ですね。職責というのは職務に対しての責任ということになりますから、職が違えば責任が違うのは当たり前なので。職責になるのかは、ちょっと分からないですが。やはり、職種や職務の範囲でいいのかな。その方が正確な気がします。

(会長)

今、事務局が指摘した2ページの「差を設けることが許されるか。」という、これは問題意識ですよ。差を設けることが許されるかということで最高裁の判決と各地の扱いを見て、4ページの3の上の6行くらい、「しかしながら」というのが、まあ言えば趣旨を支える最後の結論になっているように思います。

ここの中で「不利益に扱ってはならない」という表現がないのは、入れた方がいいのかなと、今、見ていて思ったのですが、結論として、「当審議会は本見解で大方の一致をみることになった。」本見解というのが答申の趣旨です。

そう見れば、重複はしない表現で、きちんと問題意識があって、検討した結果があって、理由が出て結論に至るといふ感じになるかなというふうに、今、見ていたのですがね。

この「差を設けることが許されるか」という表現と、「不利益扱いは許されない」というのは合致するので、いいかなと思います。

(委員)

だから、「権限や地位」というところを揃えるかどうかという問題じゃないですか。

(会長)

権限や地位。

(委員)

だから、私も「差を設けることが許されるのか」と「不利益な取り扱いを許されない」というのは別にいいと思うのですよ。そういう遠い答えになっても。あとは、職務や職責という表現にするのか、権限や地位という表現にするのか、職種や職務の範囲という表現にするのかという、不統一を統一するのか、統一しないでそのままがいいのかというところなのです。どちらかと言うと統一した方が読みやすいかなと思います。

(委員)

ただ、どれで統一したらいいのかということについては、よく分かりません。

(会長)

事務局にお任せします。

(事務局)

一応、趣旨のところを生かしていただいて、また語呂は、もう一度見ていただくということでご了解いただきたい。

(会長)

そうしましょう。

(事務局)

もう一点、質問なのですが、語尾のところ「大方の一致をみた。」ということまとめていただいているのですが、これはどう解釈したらいいのかなというところで、一応、第

三者が指摘した場合にどう答えるかということなのですが、結局のところ、最高裁の判決の中に、いろいろ反対意見など、いろいろあって、審議会の中でも、反対というわけではないですが、いろいろなご意見が出たので、それを取りまとめたことを、こういう表記の仕方に行っているという理解でいいのですか。

(会長)

いろいろな意見が出たけれどもと言う必要がなく、方向性と結論については一致をみていると、ただ、立脚点だとか根拠だとかということについては、それぞれ思想、信条の問題があったりして、理由まで全部一致しているかと言うと、必ずしも、大人の集まりですから理由や根拠まで一致しているとは言えないですが、結論とその方向性については基本的に一致をした。そういうことで、「大方の一致をみた。」と言っていると。

これを完全に一致したという表現にしてしまうと、どうなるか。例えば、私と、ある委員とで、どこかで別々にこの答申について説明するとき完全に一致している人が、二人で別々に説明している人がいるが、私はこの答申を良かったと思うと言うのと、こんな中途半端ではと言う人があり得るわけですよ。それでいいと、それを完全に一致したと書かないのは、その幅が当然あるからと理解して、ただ、この表現しているところの結論なり方向と言うのは、ある意味で、完全に一致したのですが、やはり、こういう表現なり集団での結論の場合に、完全に一致したとは言わない方がいいということで、「大方の一致をみた。」

大方と言うのは一人二人の反対があったがという意味でもない。反対があった場合は、反対があったがと書かざるを得ないと思います。

(事務局)

分かりました。

(会長)

そういう理解で表現しています。

(事務局)

今日のお話をまとめて、若干、修正箇所があると思うのですが、それはまた、私と会長の方で協議をさせていただいて、とりまとめさせていただきたいのですが、それでいいでしょうか。

(会長)

了解しました。

(委員)

最後に、5ページのところの「消防職を含む。」というところに含まれている「当審議会としてはという文章のところなのですが、「生駒市の外国人の公務就任権については、原則的に制限を設けず、すべての職員がその能力と資質に応じて適切な職務に従事させることを希望する。」というふうにとられるのですが、従事させるというのは、生駒市ですね。

(会長)

そうです。

(委員)

すべての職員が職務に従事させる・・・。「職員を」じゃないですか。

(会長)

「すべての職員を」ですね。「を」ですね。

(委員)

私はそうは読まなくて、職員が従事されることを希望すると。当初の趣旨からすると、



「まい進されることを切に希望する。」と書いてあるので、私は、ここは「される」だと思ふのですよ。そういうふうに私は読んだ。

私も最初は、「を」だと思ってじっと見ていたわけですよ。最初の答申の元々の3項のところから見ていたら、これは「をさせる」ではなくて、「がされる」だと思ふのですよ。

違いますか。

(会長)

どちらがいいでしょう。私の執筆の意図は市長に対する注文を念頭に置いたので、「させる」だったのですが、穏便さで言うと「される」の方がいいですね。

(委員)

はい、それでいいと思います。

(会長)

当然、市長はそれを踏まえて、そういう方向で採用を考えるべきだということになるから。

(事務局)

「職務に従事されることを希望する。」

(会長)

はい。

(委員)

そしたら最後にもう一つ。「4のおわりに」の人口の減少とか、政治経済の停滞とか、これは生駒市のことですか。何かね、政治経済停滞しているって勝手なこと言って、活発に機能しているじゃないかと言う人が出てこないかなと思いました。

(会長)

なるほど。

(委員)

気にしなくていいですか。

(会長)

分からなくもない。突飛なことをここに書いているということになるね。

(委員)

生駒市の人口動態はどうなのですか。

(事務局)

増加傾向です。減少にはなっていないです。

(委員)

そうなると、これは生駒市のことではないということになる。

(事務局)

その前文が「地方自治を考えるにおいて」と書いているので、もう少し大きな視野で書いているのかなと思います。

(委員)

そう読めるのだったらいいです。

(会長)

修正しなくてもいいですか。不要なところは大胆に削除した方が、すっきりしていいと思います。

(委員)

そうしましたら、「人口減少、政治経済の停滞の中」を外していいですか。

(会長)

それでは、これを外して、「少子高齢化や国際化が推進される」というのは入れる。

(委員)

少子高齢化は推進されないですね。

(委員)

「進む」ですね。これくらいにしといた方がいいかもしれません。

(会長)

「国際化が進む現在の社会情勢を踏まえて」でいいですね。

これで中身が固まりました。

それでは、今日で答申を完成させる作業については終了したいと思います。次回までに事務局の方が再改訂をした答申を書面で見ていただいて、次回までに合意を得た上で、次回には市長にはお渡しをするということにします。

(事務局)

議事録につきまして、本日、5月の審議会の分を配布させていただいていますが、7月開催分と本日の開催分の議事録につきましては、次回までに送付させていただいたという形で見ていただいて、任期中の間にはまとめたいと思いますので、その旨、よろしくお願い致します。

(会長)

では、本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。